

2023年1月6日
(2023年9月1日更新)
(2023年9月29日更新)
渋川ガス株式会社

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より渋川ガスのガス・電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は、2022年12月23日(金)、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」
*1に採択されました。*2

本事業への参画に伴い、これまで2023年2～10月検針分のガス・電気料金について値引きを実施もしくは公表しておりますが、政府の方針に基づき、11月検針分以降もこれを延長し、引き続き値引きを実施することといたしました。なお、お客さまが本事業による値引きを受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

*1:本事業の概要は経済産業省ホームページ(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)でご確認ください。

*2:渋川ガス株式会社は東京ガス株式会社(小売電気事業者/登録番号A0064)が販売する電気を取り次ぎいたします。電気価格については、電力取次元である東京ガス株式会社にて申請を行い、2022年12月28日(水)に採択されております。

当社の運用内容

1. 値引き単価および適用月

下表の金額をお客さまのガス料金・電気料金より値引きいたします。

| | |
|------|--|
| ガス料金 | 2023年2月～2023年9月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 30円(税込み) 2023年10月～2024年1月検針分まで : 1m ³ ご使用につき 15円(税込み) ただし、年間契約量が1,000万m ³ 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま(売電分)は対象外となります。 |
| 電気料金 | 低圧電気をご契約のお客さま 2023年2月～2023年9月検針分まで : 1kWh ご使用につき 7円(税込み) 2023年10月～2024年1月検針分まで : 1kWh ご使用につき 3.5円(税込み) |

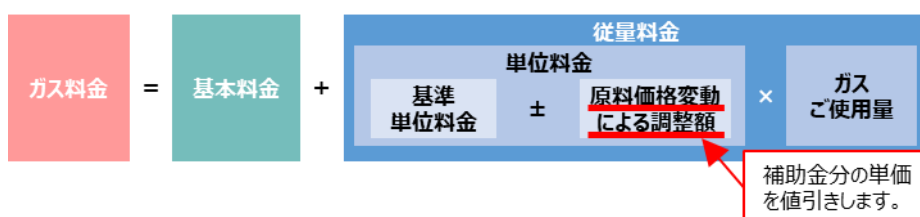
※上記の電気料金(低圧電気)のうち、需給開始日と需給開始日以降到来する検針日が同月となる場合は、その電気料金には前月下旬に確定する燃料価格を適用するため、翌月検針分の電気料金に適用される値引きを適用。(例:9月1日需給開始、9月10日検針の場合、その電気料金には3.5円/kWhの値引きを適用。)

なお、補助金適用前後の調整単価は、検針月の前々月末（例：2023年2月検針分は、2022年12月末）に、当社または東京ガスホームページ*3で公表する予定です。

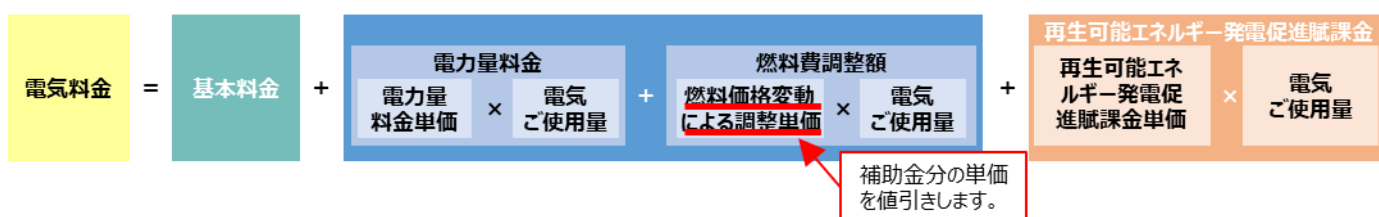
*3：当社・東京ガスホームページ

- ・ ガス料金の調整単価：下記 URL の原料費調整制度による料金
<http://www.shibukawagas.jp/charge/index.html>
- ・ 電気料金の調整単価：下記 URL の「燃料費調整制度」（東京ガスのホームページにリンクします）
<https://home.tokyo-gas.co.jp/power/ryokin/tanka/index.html#chousei>

<ガス料金の補助金適用イメージ>



<電気料金の補助金適用イメージ>



2. 適用開始月

ガス料金・電気料金共に、2023年2月検針分より適用を開始*4いたします。なお、値引き単価および値引きの適用終了月も国の補助金事業に準じます。

*4：電気料金のうち、2023年1月需給開始で同月検針の場合は、2022年12月下旬に確定する燃料価格（9～11月分）を適用するため、1月検針分より値引きを適用します。

3. 値引き額の確認方法

毎月お客さまへお配りするガスの検針票及び電気使用量のお知らせは、補助金分を予め値引きした単価にて算定した料金を掲載*5いたします。補助金分として値引きした金額は「①補助金による値引き単価」×「②ご使用量」にて計算できます。

なお、国におけるモデルケース（ガス使用量 30m³/月、電気使用量 400kWh/月）の場合、2023年2月から9月検針分においては、ガス 900円/月、電気 2,800円/月の値引きとなり、2023年10月から2024年1月検針分においては、ガス 450円/月、電気 1,400円/月の値引きとなります。

*5：ガスは、「従量料金」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

電気は、「燃料費調整額」に補助金分を差し引いた金額を掲載いたします。

なお、ガス・電気ともに当社とご契約のお客さまにおいては、検針のタイミングが異なることにより、ガス料金と電気料金で、値引きが開始される請求月に差が生じる場合があります。(値引きが終了する請求月にも同じ差が生じますので、値引きが行われる月数は変わりません)

お客さまの検針月は、毎月の検針票及び電気使用量のお知らせをご確認ください。

(例) ガス料金 2023 年 2 月検針分と電気料金 2023 年 1 月検針分を合算して、2023 年 2 月に請求する場合

⇒2023 年 2 月請求分では、ガス料金には補助金分の値引きが適用されておりますが、電気料金には適用されていません。電気料金には 2023 年 3 月請求分 (2 月検針分) 以降、値引きが適用されます。

4. 本事業に関するお問い合わせ先

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」(下記)へお問い合わせください。

■経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

0120-013-305

□受付時間 9:00～17:00 (年末年始を除く)

お客さまへの請求料金に関しては、当社窓口 (下記) までお問い合わせください。

※ お客様が本事業による値引きをお客さまが受けるにあたって、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

■当社窓口

0279-23-5501

□受付時間 平日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

以上